

第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物） 議事概要（案）

1. 日時 平成26年2月13日（木）14時～15時30分
2. 場所 新橋貸会議室 田中田村町ビル6階 会議室6A
3. 出席者（敬称略）（委員）角野 康郎（座長）、勝山輝男、小林 達明、西田 智子
濱野 周泰、藤井 伸二
（環境省）自然環境局野生生物課外来生物対策室長 関根、室長補佐 東岡、外来生物対策係長 谷垣、係員 服部
（農林水産省）大臣官房環境政策課 課長補佐 畠沢

4. 議事概要

【外来生物法の一部改正および第6回専門家グループ会合（植物）開催の経緯】
（事務局から参考資料1、2、3、4、5にもとづき説明）

参考資料5 p1(4)の二つ目の「非意図的に導入される植物が規制対象にならない」について。参考資料3に「輸入物資に付着した特定外来生物の消毒命令」という文言があっても直接規制対象にならないのか。

（事務局）気付かずに非意図的に運ばれるものは規制対象外で仕方がないが、輸入段階で付着可能性が高いという情報があった場合に消毒命令が出来ることになり、非意図的導入にも一部対応可能になる。

【スパルティナ属に関する情報】

（事務局から資料1、資料3を説明。）

資料1に、ヒガタアシ（スパルティナ・アルテルニフロラ）が愛知県豊橋市と熊本県で確認されたとあるが、侵入経路についての情報はるか。

（事務局）今のところ仮説はあるものの、明らかになっていない。

オランダなどでは標高の低い土地の利用のため干潟の土壌を安定させようと積極的に植えた結果、被害が発生しているという。中国でも同様の被害があると聞いている。日本ではまだ対応可能ということもあり、今回、指定候補に挙がっている。

評価理由の一つに‘希少植物との競合’とあるが、少なくとも干潟に生育する時点でより重要なのは干潟土壌の砂粒間隙生物への被害、干潟環境を変えること。例えば有

明海全体に広がれば大きな漁業被害が考えられる。また、干潟に入ったら防除不可能と思った方がよい。重機は入れず、人が行けるとしたら潟スキー程度で、除草剤を散布するしかないが漁業への影響があって難しい。スパルティナに関しては、今積極的に抑えないと大変なことになると危惧する。今の時点では想像でしかないが、他の国で大きな被害が出ている現実は受け止めておくほうがよい。

塩生植物だけでなく干潟環境を変えるので、水鳥、漁業など含めて甚大な影響が出る。

ヒガタアシは初期に気づいて効果的に防除出来たということもあり、現時点での指定には非常に意味があると思う。

属単位での指定は大変先進的だが、スパルティナ・アングリカはかなり文献等の情報があり被害予測が可能、スパルティナ・アルテルニフロラは既に被害事例があるが、その他 16 種全ての種の情報を把握しておらず、属指定による問題がないか議論しておくべきでは。また、指定解除の要望や、この種は問題無いという情報が出てきた場合に指定解除する方法はあるのか。

(事務局) 16 種全種の情報は収集出来ていないが、いくつかの種については諸外国の事例があり、同様の生態から被害を及ぼすと想定して今回の情報を取りまとめている。スパルティナ属について、国内の利用情報は無いので、指定による弊害は無いと思われる。また、被害が無い、実は在来種であった、等の知見が出てきた場合にあらためて検討することは可能。ただし、被害が無いということが科学的に言えるのかという問題はあろうと思う。

全種類の情報が十分には無い状況だとは思うが、干潟や塩湿地は非常に脆弱な生態系なので、外来種が入ることの影響は非常に深刻。予防原則的に指定しようという意図であろう。もし本当に被害がなく、利用可能性が高いというケースが出てくればあらためて検討する。現在我々が知る限りでは、やはり水際で防いでおくことは大きな意味があると思う。

日本にはスパルティナ属の在来種は無く、イネ科で同定に自信が無い人が多いと思われる。図鑑等からスパルティナ・アルテルニフロラであると同定結果を出した際には、遺伝子まで調べて確定された。そういう状況もあるので属ぐらいで指定しないと有効な水際防除は出来ないのでは。他の分野に影響が出ないのであれば、ぜひ属で指定していただきたい。日本に在来スパルティナが出ることは現状まず無いと思う。

資料 1 p1 の「原産地と分布」に北アメリカ、ヨーロッパ、北アフリカとあるのは原産地なのか。p2「その他の関連情報」でオーストラリアやニュージーランドにあると書いてあるが、こちらには出てこないのでもし原産地だけの分布ならそう書いた方が

良い。

ハイブリッドであることが分かっており、通常の外来生物の‘原産地’という観念にはそぐわないかもしれない。原産地の欄には‘交雑起源’という表記も考えた方が良くと思う。最初に発見された場所で本当にそこで生まれたかどうか分からないので、その辺りは表記を工夫すべき。

原産地、分布等については研究ではっきりしているので、誤解の無いように書く。分布と原産地では意味が多少だぶるので、表現に注意していただきたい。

本会合ではスパルティナ属を生態系に被害を及ぼすおそれがあるとして特定外来生物に指定すべきという結論でよろしいか。

(一同了承)

【ルドウィジア・グランディフロラに関する情報】

(事務局から資料2、資料3、参考資料6を説明)

資料1の‘赤井湾’は‘赤野井湾’の間違いなので訂正されたい。

最初に見つかった兵庫は貧栄養の池で、それほど猛威を振るうことはなかった。しかし琵琶湖南湖のような、ある程度栄養塩環境の良い場所では驚くほど繁茂する。発見直後に滋賀県知事に早急な対策をとるよう意見書を提出した時には対応されなかったが、2年ほどたって積極的な駆除活動が始まっている。今後各地に広がれば甚大な生態系被害を及ぼすことは間違いないので、指定すべき。今指定されれば駆除の根拠にもなるので意味がある。

分類学的に異論があるものなので、どういう形で指定するかが課題。また、全種に種類名証明書添付というのは非現実的では。アクアリウムプランツとして大量に入っており、アクアリウムは花がつかない状態で扱うので種類が分からない。誰が対応するか、環境省の考えが気になっている。

(事務局) 基本的には植物検疫証明書等が証明書に使うことができ、梱包を開けて1個ずつ同定するものではないので、名称をきちんと検疫証明書等に記載いただければ問題無いと考えている。

種類名証明書ではグランディフロラでないことが分かれば良いという考え方だと理解

した。インターネット等で、個人で採集、販売していることも多いので、流通全体を把握するのは難しいかと思う。そういう状況も含めて、今、亜種オオバナミズキンバイが問題だが少し広げてルドウィジア・グランディフロラとして指定することについて、ご意見があればいただきたい。

琵琶湖の赤野井湾で 2009 年確認されたものを同定したが、12 月にサンプルが採られた時は花が無くて分からず、翌年春に採集場所に行ったところ開花株があったので同定が出来た。赤野井湾では見た限り花は稀。すごい繁茂状況で、波打ち際から沖合 10 ~ 20m 先まで覆われる。繁茂して水中に光が入らなくなるのはナガエツルノゲイトウと同様だが、より波浪に強いと思われ、環境にもよるがはるかに危ない植物だと考えたほうが良い。ナガエツルノゲイトウと比べて蔓がよりしなやかで強固なのでちぎれにくい。未開花の状態、あるいは水に潜んだ状態と陸上の状態で葉の形が全く違うので、見分けは至難。輸入者に種類名を正しく記載してもらって判定となるが、防除の面でも学名面でも扱いに困るものではある。

確認だが、種名としてルドウィジア・グランディフロラとしたのは、オオバナミズキンバイとウスゲオオバナミズキンバイの 2 亜種があるところで、両亜種を含めて指定するということ。

(事務局) そのとおり。

オオバナミズキンバイとミズキンバイとの区別は、染色体が違うのでそこまで見れば分かるが、花のない状態では恐らく分からない。地上で生えた時は毛が密生するが水面に浮いているときには無毛。同定の問題は残るが、すごい繁殖力。評価理由に‘茎断片からの発根’とあるが、それは分布拡大時の問題。それよりも、短時間で急速に水面を覆い尽くすような旺盛な栄養繁殖をすることが分かるように書いたほうが正確。

学名の扱いについて。分類学では現時点での最新の見解によるコレクトネーム(正名)を一つ挙げて、過去に使われた名前は‘シノニミックリスト’という形で挙げる。分類学での表現は、恐らく一般の方には理解できない。指定するとき、全部の名前を対等に挙げるのか、あるいはいわゆる分類学の扱いに倣うのか。今後指定種が増えれば全ての分類群で同様の問題が起きてくる可能性があるが、どう考えているか。

(事務局) 基本的には学名で指定するので、現時点での正名で考えている。過去の分類で使っていた名前や別名等も含めて、環境省内でデータベースを整理している。特に別名については、規制の有無について一般からの問い合わせがあるので、新たに別名など分かれば「この植物はこういう別名で使われていたことがあり、それも対象になる」といった情報をホームページ上でも発信していければと考えている。

法律では特定外来生物ルドウィジア・グランディフロラとなるだろうが、一般の方々に分かりやすく説明することも必要なので、そうしたことも一緒に考えていただきたい。

資料 2 p1 の説明の中に ‘ 亜種のオオバナミズキンバイ ’ とあるのは、ssp.のグランディフロラのこと、これは ‘ 基本亜種 ’ というのが正しい。そのようにしておけばグランディフロラというのはオオバナミズキンバイとその他の変種を含むということが分かりやすく、何が指定されたのかが分かると思う。

ルドウィジア・グランディフロラの指定に異論が無いようなので、本会合では生態系に被害を及ぼすおそれがあるとして特定外来生物に指定すべきという結論に達したとしてよろしいか。

(一同了承)

【 指定に向けた今後の手続きについて 】

(事務局) 本日の分類群専門家グループ会合で、2種類について特定外来生物への指定が適当であるご結論いただいたので、3月7日開催予定の全体会合で2種類を含めた指定について結論をいただいたうえで、パブリックコメント、WTO 通報等を行い、政令改正の手続きを経て公布となる。改正外来生物法は今年6月に施行予定のため、それを念頭において手続きを進めたいと考えている。

【 外来種被害防止行動計画策定、侵略的外来種リスト作成について 】

(事務局から参考資料8、参考資料9、卓上配布資料(侵略的外来種リスト(植物)案)を説明)

我々の研究対象は植物なので、砂丘など植物が入らないところは関心が薄い。しかし他の動物群からみれば、そこが植物に覆われれば、それが外来種でも在来種でも生息環境が奪われることになる。特に裸地のような環境に生える植物については、場合によっては他の分野の専門家の意見も聞ける機会を考えていただくと良いのでは。今回ならば干潟の生態系に詳しい方がいれば有難かった。今後、様々な種の検討、指定においては考えなければいけないかと思う。

植物が入ることにより、生態系基盤を変えるだけでなく、例えば食害やポリネーターの問題など様々な問題が動物の世界で起こっているケースもあり得る。そのあたりを情報交換しながら検討出来るとよい。植物の立場からはあまり深刻に考えていなかった

問題が大きくなるケースになる可能性もあるので、今後に向けた良い視点になるだろう。裸地か裸地でないかは、現代ではむしろ砂の供給源や流域の状況で決まる部分が多い。干潟にもそういう性質がある。植物だけでなく動物も含めて考えるということだが、更に、少なくとも流域スケールでの位置付けも併せて考えるべきでは。

行動計画について。外来種だけでなく国内由来の外来種等が書いてあるが、要は、在来種であれ外来種であれ、不用意な、生物の人為的移動が根本的な問題。導入は、いろいろなものに配慮して行う必要があることを前提として謳うべき。人為的な管理された環境なら良いが、いわゆる管理しない環境の場合は問題になる。植物だけでなく動物についても、不用意な生物の人為的移動を防止することを打ち出すべき。行動計画には既に盛り込まれているとは思いますが、項目を設けて明示してほしい。

各主体の役割と行動指針があるが、国だけでなく、広く一般の国民が注意すべきこと、NPO等の活動などについても、生物の移動に関する委員の意見の反映や、問題の整理が出来ると良いと思う。

(事務局) ご参考までに、行動計画第2章第1節の5と6について。5の国内由来の外来種は分布域の外に導入するもの。6は同種の生物導入による遺伝的攪乱で、同じ種の分布域でも遺伝的形質の異なる地域に移動するもの。分布域の内外いずれでも問題が起こるものは5と6で対応して注意喚起している。普及啓発については、外来種被害予防三原則で注意喚起をしているが、ご指摘があったような、生物の移動そのものがいろいろな影響を起こすということも含めて注意喚起を記載していきたい。

異なる分布域に入れることと、分布域内でも系統が異なるものを移動させることは別だが、どのように対応されているか。

(事務局) 第2章第1節6で、遺伝的形質の異なるものを移動させることと、外国産在来種についても整理していく。

非意図的に入って広がるものについて。プロならこういう行動をすれば入ってしまうと予見出来ると思うが、一般の方々が諸外国に出て行く機会が増えている中で、意図しなくても、例えば付着性の種子等が付いてくる可能性はある。一般の方々に向けて、渡航時の注意事項の啓発も必要だと感じている。そのあたりも盛り込んでいただけると良い。